

宿泊約款

2024年8月1日改訂

適用範囲

第1条

- 当ホテルの締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、宿泊約款（以下「約款」という。）の定めるところとし
この約款に定められていない事項につきましては、法令又は慣習によるものとします。
- 当ホテルは前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨法令及び慣習に反しない範囲で応ずることができます。

宿泊契約の申込み

第2条

- 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出でいただきます。
 - 宿泊者名
 - 宿泊日及び到着予定時刻
 - 電話番号
 - その他当ホテルが必要と認める事項
- 宿泊客が、宿泊中に前項（2）の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた
時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の成立等

第3条

- 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。
ただし当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

宿泊引き受けの拒絶

第4条

当ホテルは、次の場合には、宿泊の引き受けをお断りすることがあります。

- 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- 満室により客室の余裕がないとき。
- 宿泊しようとする者が、宿泊に関し日本の法令や規定又は公の秩序もしくは善良の風俗に反する恐れがあると
当ホテルが認めるとき。
- 宿泊しようとする者が、明らかに伝染病者であると当ホテルが認めるとき。
- 宿泊しようとする者が、過去にSNS等に当ホテル又は当ホテルの従業員（支配人を含む。以下同じ）に関する誹謗、
中傷、威嚇、または炎上を目的とした投稿等を行い、当ホテルの運営の妨害、又は当ホテル及びホテルメディア
グループの信用及びブランドを毀損する行為を行ったと認められるとき
- 宿泊に関し、特別の負担を求められたとき。
- 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
- 宿泊しようとする者が、次の①～③に該当すると認められるとき。
 - 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者
そのほか反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）
 - 暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員
 - 暴力団等に該当するものが役員となっている法人又はその構成員
- 宿泊しようとする者が、当ホテルの支払い規定に応じられないとき。
- ホテル内での喫煙、寝室（客室）でのたばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他
ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。

宿泊の登録

第5条

- 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び電話番号（又は携帯電話番号）
 - 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、前号の定めに加え、旅券の写し
 - 出発日及び出発予時刻
 - 同伴者の氏名
 - その他当ホテルが必要と認める事項

予約金

第6条

- 宿泊予約の申し込みをお引き受けした場合には、期限を定めて宿泊期間（宿泊が3日を超えるときは、3日分の宿泊料金とします。）予約金の支払いを求めることがあります。

予約の解除

第7条

- 宿泊予約の申し込み者が宿泊予約の全部又は一部を解除したときには、「違約金申し受け規定」により違約金を申し受けます。
- 宿泊客が連絡しないで宿泊当日の到着予定時刻になんでも到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたとみなし処理をすることがあります。
- 他の定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。
 - 第4条第3号から第7号までに該当することとなったとき。
 - 第5条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき
 - 第6条の予約金支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
- 前項の規定により宿泊予約を解除した場合には、その予約についてすでに收受した予約金があれば返還します。

客室の使用時間

第8条

- 当ホテルのチェックイン時間は15時、チェックアウト時間は10時です。但し、宿泊プラン等により別途設定がある場合は、そちらを優先いたします。
- 当ホテルは、前項の定めにかかわらず、追加料金をお支払いいただくことを条件として、同項に定める時間以外の客室の使用に応じることができます。この場合、1時間につき別途追加料金を申し受けます。

宿泊料金の支払い

第9条

- 宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、チェックイン時または当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

利用規則の遵守

第10条

- 宿泊者は、当ホテル内において当ホテルが定めた利用規則に従っていただきます。

宿泊継続の拒絶

第11条

1. 当ホテルは、一旦当ホテルがお引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊者による宿泊継続をお断りすることがあります。
2. 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき又は同行為をしたと認められるとき。
3. 宿泊客が次の(1)～(3)に該当すると認められるとき。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - (2) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - (3) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
4. 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
5. 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
6. 宿泊客が過去にSNS等に当ホテル又は当ホテルの従業員（支配人を含む。以下同じ）に関する誹謗、中傷、威嚇、または炎上を目的とした投稿等を行い、当ホテルの運営の妨害、又は当ホテル及びホテルメルディアグループの信用及びブランドを毀損する行為を行ったとき若しくはそのおそれがあるとき、又は過去に同様な行為を行ったと認められるとき。
7. 宿泊に関し暴力的 requirement 行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
8. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
9. ホテル内や客室でのたばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規の禁止事項に従わないとき。
10. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊の兼任

第12条

1. 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルフロントデスクにおいて宿泊の登録を行ったとき又は客室に入ったときのいずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するために客室をあけたときに終わります。
2. 当ホテルの責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。この場合には当ホテルが客室の提供をできなくなった日及びその後の宿泊料金は頂きません。
3. 当ホテルは、戦争、天災、火災、その他当ホテルが支配することができない原因によるときは、本約款に基づく義務の不履行について責任を負いません。

寄託物等の取扱い

第13条

- 宿泊客がフロントにお預けになった物品に、障害が発生しても、当ホテルでは一切の責任を負いかねます。
- 宿泊客が当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに、貴重品については、ご自身の責任のもとで保管・管理を行ってください。仮に、滅失、毀損等の損害が生じても当ホテルは、一切の責任を負いかねます。
- 宿泊者がチェックアウト後にフロントに物品をお預けになることを希望された場合、当ホテルは、貴重品又は現金はお預かりしません。その他の物品についても性質、保管スペースその他の事情により保管をお断りする場合があります。お預かりする場合の条件は、以下のとおりとなりますことをあらかじめご了承いただきます。
 - お預け時に当ホテルに受け取りに来られる日時をお知らせください。
 - 受取期限を過ぎても受け取りに来られない場合、受取期限の経過後1ヶ月を上限として保管いたします。
 - その間に当ホテルは宿泊者が第8条（宿泊の登録）により登録された連絡先に連絡を試みます。
 - 当ホテルからの連絡にもかかわらずお客様との連絡がつかず、かつ、宿泊者から受取期限経過後1ヶ月以内に返還のお申出がなされた場合、当ホテルは、お預かりした物品をお客様が第8条（宿泊の登録）により登録された住所へ宅配便その他適切な方法により送付いたします。
- 受取拒絶、居住確認できないなどの理由により、送付した物品が返還されたとき、当ホテルは、宿泊者が権利放棄したものとみなし、廃棄その他の処分を行います。
- 当ホテルは、受取期限経過後の連絡、返還及び処分に要した費用を宿泊者に請求できるものとします。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

第14条

- 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
- 宿泊者チェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、必要に応じて当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合、所有者が判明しない場合又は所有者によるお引き取りがない場合は発見日を含め7日間保管した後に最寄りの警察署に届けるか、3ヶ月経過後に処分させていただきます。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

第15条

- 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが被害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対しその損害を賠償していただきます。

別表：違約金

契約解除の通知を受けた日		不泊・当日	前日	3日前	7日前	20日前
契約申込人数／客室数						
一般	14名以下もしくは9室以下	100%	80%	50%	—	—
団体	15名以上もしくは10室以上	100%	80%	50%	30%	20%